

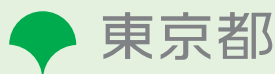
〈ご注意〉 申請書にマイナンバーの記載が必要です。
あなたは知っていますか？ この制度！

自立支援医療費制度 (精神通院医療)



手続は、お住まいの区市町村の窓口に
指定の書類を提出してください。

令和 6 年 8 月



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
石油系溶剤を含まない
インキを使用しています

1

趣旨・制度の概要

精神障害者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障害の状態の軽減のために必要な医療について自立支援医療費を支給することにより、精神障害者の福祉の増進と精神障害の適正な医療の普及を図ることを目的としています。

精神疾患のため通院による継続的な治療を受ける場合の負担軽減を図る制度で、通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、自立支援医療費制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます。

また、本制度は、精神通院医療に係る往診・デイケア・訪問看護・てんかんの診療及び薬代等も対象としています。なお、精神科以外での精神疾患の通院診療も対象となります。

2

自己負担（原則1割）について

自己負担は原則1割ですが、利用者本人の収入や世帯（※①、②を参照）の所得・疾患等に応じて月額自己負担上限額（表参照）が設定されています。

所得区分	所得の条件	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯又は支援給付世帯（※③を参照）	0円
低所得1	区市町村民税非課税世帯 本人収入80万円以下の方（公的年金収入等含む）	2,500円
低所得2	区市町村民税非課税世帯 本人収入80万円超える方（公的年金収入等含む）	5,000円
中間所得層1	区市町村民税（所得割）額が合計3万3千円未満の世帯 高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方 (重度かつ継続)に非該当の方は、負担上限月額は無く、自己負担は医療費の1割	5,000円
中間所得層2	区市町村民税（所得割）額が合計3万3千円～23万5千円未満の世帯 高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方 (重度かつ継続)に非該当の方は、負担上限月額は無く、自己負担は医療費の1割	10,000円
一定所得以上※④	区市町村民税（所得割）額が合計23万5千円以上の世帯 高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方 (重度かつ継続)に非該当の方は、この制度は受けられません	20,000円

※①「世帯」の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を、同一世帯とします。異なる医療保険に加入している家族の方は別世帯となります。

※②「世帯」の所得は、社会保険の方の場合、被保険者本人の所得により区分されます。

※③「支援給付世帯」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯です。

※④「一定所得以上」で、高額治療継続者（「重度かつ継続」）に該当する場合は、経過措置として令和9年3月31日までは公費負担医療の対象となります。

3

東京都独自の精神通院医療費助成制度

東京都では、社会保険加入者、後期高齢者医療制度被保険者及び国民健康保険組合加入者で区市町村民税が非課税の世帯の方（自立支援医療費制度上、「低所得1」「低所得2」に該当する方）について自立支援医療費の自己負担額分（負担上限月額2,500円又は5,000円を限度とする）を助成する制度を実施しています。

※ただし他県の医療機関を指定されている方は一旦自己負担が発生することになります。

※区市町村の国民健康保険加入者については、それぞれの国民健康保険より助成を行う制度があります。詳しくは、区市町村窓口におたずねください。

※社会保険から国民健康保険に変更になる等、医療保険が変更になった場合は、あらためて区市町村窓口にて変更の申請が必要になります。

4

申請窓口

申請窓口は、お住まい（居住地）の区市町村となりますので、本リーフレット中の、特別区及び市町村窓口一覧でご確認ください。

申請手続は、18歳以上の方はご本人が行い、18歳未満の方は、その保護者が申請者となります。

申請書類の提出はご本人以外の方（家族、親族、福祉事務所職員、福祉施設職員、成年後見人等）でも行うことができます。